

◎新潟県告示第193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、胎内市を地域とする県営区画整理（農地環境整備）事業須巻地区に係る換地処分をした。

令和5年2月24日

新潟県知事 花 角 英 世